

鳥取県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者及び事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会通所介護だいせん	西伯郡大山町末長503	平成21年8月1日
〃	〃	大山町社会福祉協議会訪問介護だいせん	〃	〃
株式会社ウィードメディカル	鳥取市商栄町115-1	株式会社ウィードメディカル	鳥取市商栄町115-1	平成21年8月17日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会通所介護だいせん	西伯郡大山町末長503	平成21年8月1日
〃	〃	大山町社会福祉協議会訪問介護だいせん	〃	〃
株式会社ウィードメディカル	鳥取市商栄町115-1	株式会社ウィードメディカル	鳥取市商栄町115-1	平成21年8月17日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会居宅介護支援だいせん	西伯郡大山町末長503	平成21年8月1日